

# 千葉県小規模水道取扱要領

## 第1 趣旨

この要領は、千葉県小規模水道条例（平成3年千葉県条例第57号。以下「条例」という。）に規定する小規模専用水道及び小規模簡易専用水道に関し、千葉県小規模水道条例施行規則（平成4年千葉県規則第47号。以下「規則」という。）のほか、申請書等の書様式及び運用上必要とされる指導事項を定め、その取扱いを明確にし、条例の円滑な施行を図ることを目的とする。

## 第2 定義

### 1 小規模水道

#### (1) 水の供給を受ける者の数

条例第2条第1号の「50人以上の者」とは、次により算定されるものをいう。

- ア 共同住宅、宅造地等における居住人数
- イ 学校、幼稚園、保育所等における職員数及び生徒数、園児数等
- ウ 病院、療養所等における職員数及び病床数
- エ 旅館、ホテル等における従業者数及び宿泊収容定員
- オ ゴルフ場、遊園施設等における従業者数及び利用定員
- カ その他事業所における従業者数

#### (2) 臨時に施設されたもの

条例第2条第1号の「臨時に施設されたもの」とは、工事現場等でおおむね6か月以内で工事完成とともに撤去される水道等をいう。

### 2 小規模専用水道

条例第2条第2号で定める「小規模専用水道」とは、井戸等の自己水源によるもの、自己水源及び水道事業から供給を受ける水（水道水）を併用するもの、専用水道及び小規模専用水道から供給される水を水源とするもの等をいう。

### 3 小規模簡易専用水道

条例第2条第3号で定める「小規模簡易専用水道」とは、水道法で規定する「簡易専用水道」に対応するもので、受水槽の有効容量の合計が10m<sup>3</sup>以下である小規模水道をいう。

## 第3 小規模専用水道

### 1 確認等

#### (1) 確認申請

ア 条例第6条第1項の規定による工事設計書は、小規模専用水道工事設計（計画）書（様式第1号）とする。

イ 条例第6条第2項第3号に規定する水源の水質検査の結果とは、原水について行った「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）のすべての事項に関する検査（以下「全項目検査」という。）の結果とする。

ウ 条例第6条第1項に規定する工事の設計が条例第4条の施設基準に適合

するか否かの審査は、小規模専用水道工事確認申請（届出）審査票（様式第2号）によること。また、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年厚生省令第15号）を参考にすること。

エ 条例第7条の規定による確認等の通知は、小規模専用水道工事確認通知書（様式第3号）によること。

オ 工事会社、開発業者等を設置者として申請等がなされた場合は、管理組合等が設置され次第、変更の届出をするよう指導するものとする。

## （2）給水開始前の検査

ア 条例第8条第2項の規定による施設検査は、規則第5条第3項に定める事項について、小規模専用水道給水開始前施設検査審査票（様式第4号）により行うこと。

イ 条例第8条第2項の規定による施設検査の結果については、同条第1項の規定により、規則第5条第2項で定めるところにより実施された水質検査の結果を含め総合的に判断し、合格、不合格を小規模専用水道施設検査結果通知書（様式第5号）により設置者に通知すること。

なお、不合格の場合はその理由を具体的に指摘し、改善終了後、再度、小規模専用水道給水開始届（規則様式第2号）（必要な場合は、改善報告書及び図面等を添付）を提出させ、再検査を実施するものであること。

## （3）変更の届出

ア 変更の届出については、小規模専用水道と小規模簡易専用水道とでは、届出事項が異なるものであることに留意すること。

イ 設置者の地位の承継については、小規模専用水道変更届による届出を指導するものとする。

ウ 給水区域、水源の種別、取水地点、井戸の増設、掘り直し、浄水方法の変更の場合は、確認を要するものであること。

エ 立入検査等で変更の事実が判明した場合は、必要に応じ水道施設管理システム（以下「管理システム」という。）に入力し、訂正できるものとする。

## （4）既設水道施設利用の小規模専用水道の届出

ア 小規模専用水道でない水道が水道施設の工事を伴わずに小規模専用水道となった場合は、小規模専用水道届（様式第6号）に次の書類を添付した届出を指導するものとする。

（ア）小規模専用水道に該当するに至ったまでの経過を記載した書類

（イ）給水栓末端における全項目検査の結果を記載した書類

（ウ）その他確認申請に準ずる書類

イ アの届出を受理した場合は、現場確認も含め（2）アと同様に小規模専用水道工事確認申請（届出）審査票により内容を審査し、施設に不備があると認められるときは適宜指導するものとする。

## （5）無確認工事の届出

条例第5条に定める確認を受けずに布設工事が行われた場合は、当該工事を行った者から始末書等を徴収し、（4）アの取扱いに準じ必要な書類及び

無確認工事を行った経緯がわかる書類の届出を指導し、(4)イに準じ施設を確認し審査等を行うものとする。

(6) 工事延期の届出

条例第5条に定める確認を受けた設計に係る布設工事の着手が予定日より長期（おおむね1年）に延期する場合又は工事の完了が予定日より長期（おおむね1年）に延期する場合においては、小規模専用水道工事延期届（様式第7号）による届出を指導するものとする。

(7) 廃止の届出

ア 小規模専用水道が給水人数の減少、施設規模の縮小又は消滅等により小規模専用水道でなくなった場合は、小規模専用水道廃止届による届出を指導するものとする。また、必要に応じ、廃止の事実を確認するものとする。

なお、給水人数の減少により小規模専用水道でなくなる場合は、適正規模への施設縮小、給水方法の変更等を指導するものとする。

イ 条例第5条に定める確認を受けた設計に係る布設工事が完了せず、当該確認の申請者が小規模専用水道を設置する意思を放棄したときは、小規模専用水道廃止届による届出を指導するものとする。

ウ 条例第5条に定める確認を受けた施設又は小規模専用水道施設の設置者が会社倒産等により存在せず、かつ施設が使用されていないことを調査確認した場合は、廃止として取り扱うものとする。

なお、工事の完了予定年月日を過ぎても給水開始前の届出がない場合は、現地調査を行い、適宜指導するものとする。

(8) 専用水道若しくは小規模専用水道から供給される水のみを水源とする小規模専用水道の確認

専用水道若しくは小規模専用水道から供給される水のみを水源とする小規模専用水道については、次により取り扱うものとする。

ア 条例第6条第2項第3号に規定する水源の水質検査の結果については、当該小規模専用水道に水を供給する専用水道若しくは小規模専用水道の浄水の水質検査結果をもって代えることができる。

イ 再塩素消毒設備については、次によること。

(ア) 給水栓における水が残留塩素を規定どおり保持できないことが予想される施設については、布設工事時点での設置を指導するものとする。

(イ) その他の施設については、給水開始後の実績により必要性を判断し指導するものとする。

2 維持管理

保健所長は規則第8条に定める衛生上必要な措置のほか、次項を指導するものとする。

(1) 立入禁止措置

水源及び各施設の周囲にみだりに人等が立ち入ることのないよう柵を設置すること。柵を設置できない場合又は柵が設置されるまでの間は、立札掲示等の措置を講じること。

## (2) 汚染の防止

ア 汚水の流入に十分注意するほか、施設の清潔保持及び汚染防止に努めること。

イ マンホール、滅菌器等は施錠すること。

## (3) 水槽等の清掃

規則第8条第3号の規定による清掃のほか、水あかや沈積物が多い等必要がある場合は、臨時の清掃を行うこと。

また、清掃は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「ビル管理法」という。）に規定する建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けた者に委託することが望ましい。

## (4) 健康診断

ア 貯水槽清掃に従事する者は、おおむね6か月ごとに、病原体がし尿に排泄される感染症の有無について健康診断を行うこと。また、浄水施設を有する施設の従事者も、必要に応じ、健康診断を行うこと。

イ 健康診断対象者に病原体がし尿に排泄される感染症が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、その感染症について臨時の健康診断を行うこと。

ウ 病原体がし尿に排泄される感染症とは、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスをいう。

## (5) 残留塩素の保持

規則第8条第4号の残留塩素濃度は末端給水栓で測定するものとし、同号で定める残留塩素濃度を保持するよう消毒設備の調整を行うとともに、消毒薬の予備を備えること。

## (6) 薬品の管理

ア 液化塩素を使用する場合は、高圧ガス保安法、一般高圧ガス保安規則等の関係法令・基準を遵守し、保安用具・設備を整備すること。

イ 次亜塩素酸ナトリウム溶液、その他浄水処理に使用する薬品については、適正に使用するとともに、薬品の品質保持及び安全管理に万全を期すこと。

## (7) 点検

ア 水道施設各部（沈砂、貯水、ろ過、消毒設備等の各施設）について、おおむね月1回定期的に点検を行い、清潔の保持及び異常の早期発見に努めること。

イ 地震、大雨等の後は、速やかに臨時の点検を行うこと。

## (8) 図面等の整備

ア 規則第12条で定めるほか、定期及び臨時の点検記録、施設の修繕記録、2の(4)に定める健康診断結果等の帳簿書類を保存すること。

イ 維持管理を行っていくうえで必要な配管系統図等主要施設の図面、書類、工具及び検査機器等を整備保管すること。また、図面等の所在を明確にしておくこと。

## (9) 連絡体制の整備

ア 通常から水道施設や水源の監視を行い、水源又は施設の異常を発見した時は直ちに適切な対策が講じられるよう連絡体制を整備すること。

イ 次の場合は保健所へ通報すること。

(ア) 定期の水質検査結果が基準を超えた場合。

(イ) 水に異常な色、濁り、臭気、味等を認めた場合。

(ウ) 事故等が発生した場合。

### 3 水質管理

保健所長は、規則第7条によるほか、次項を指導するものとする。

#### (1) 毎日検査

規則第7条第1項に規定する残留塩素の検査は、比色法(DPD法)、電流法、吸光光度法又はポーラログラフ法により行うこと。

#### (2) 定期の水質検査

規則第7条第1項に規定するおおむね6か月ごとに行う定期の水質検査は、次により行うこと。

ア 全項目検査の結果が水質基準に適合し、異常がないと認められた場合は規則第7条第2項の規定により、次回からの定期の水質検査においては一部の項目を省略し、必須項目検査(一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、以下同じ)とすることができる。

イ アの定期の水質検査の結果が水質基準に適合し、異常がないと認められた場合でも、3年に1回は全項目検査を実施すること。

ウ 確認申請時の水源の水質検査、給水開始前の水質検査及び条例第10条第1項の規定による定期の水質検査若しくは臨時の水質検査については、地方公共団体の機関又は水道法第20条第3項の厚生労働大臣の指定する者若しくはビル管理法に規定する建築物飲料水水質検査業の登録を受けた者に依頼すること。

#### (3) 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次の場合に規則第7条第3項の規定による必要な項目の検査を実施すること。

ア 水源の水質が著しく悪化したとき

イ 水源に異常があったとき

ウ 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が多発しているとき

エ 浄水工程に異常があったとき

オ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき

カ 定期の水質検査の結果が水質基準に適合しないとき

キ その他必要のあるとき

#### (4) 原水の水質検査

ア すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期に年1回以上塩素酸、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、臭

素酸、クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromोजikロロメタン、ブromohホルム、総トリハロメタン、ホルムアルデヒド及び味を除く事項の検査を実施すること。

ただし、自家用水源（一部及び全部）を原水とする小規模専用水道であっても方法が消毒のみで対応できる施設については、必要に応じ実施すること。

イ クリプトスポリジウム対策として、地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水とする施設は、年1回原水の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）の検査を実施すること。その他「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年3月30日付け健水発第0330005号）によること。

## 第4 小規模簡易専用水道

### 1 届出

#### (1) 使用開始の届出

ア 小規模簡易専用水道については、小規模専用水道と異なり、工事着手前の確認を要せず、条例第13条第1項の規定により使用開始後、届出を指導するものとする。

イ 工事会社、開発業者等を設置者として届出がなされた場合は、管理組合等が設置され次第、変更の届出をするよう指導するものとする。

#### (2) 変更の届出

ア 法人代表者の変更等の届出者の人格に変更を生じないものについては、届出を要しないものとする。

イ 設置者の地位の承継については、小規模簡易専用水道変更届による届出を指導するものとする。

ウ 立入検査等で変更の事実が判明した場合は、随時管理システムに入力し、訂正できるものとする。

#### (3) 廃止の届出

ア 小規模簡易専用水道が給水人数の減少、施設規模の拡大、縮小又は消滅等により小規模簡易専用水道でなくなった場合は、小規模簡易専用水道廃止届による届出を指導するものとする。

イ 小規模簡易専用水道施設の設置者が会社倒産等により存在せず、かつ施設が使用されていないことを調査確認した場合は、廃止として取り扱うものとする。

### 2 維持管理

保健所長は規則第11条によるほか、次項を指導するものとする。

#### (1) 立入禁止措置

水槽等の周囲にみだりに人等が立ち入ることのないよう柵を設置すること。柵を設置できない場合又は柵が設置されるまでの間は、立札掲示等の措置を講じること。

#### (2) 汚染の防止

ア 汚水の流入に十分注意するほか、水槽等の清潔保持及び汚染防止に努めること。

イ マンホール、滅菌器等は施錠すること。

### (3) 水槽の清掃

規則第11条第1号の規定による清掃のほか、水あかや沈積物が多い等必要がある場合は、臨時の清掃を行うこと。

また、清掃はビル管理法に規定する建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けた者に委託することが望ましい。

### (4) 残留塩素の保持

末端給水栓で遊離残留塩素濃度を0.1mg/L以上（結合残留塩素濃度の場合は0.4mg/L以上）保持するよう、必要に応じ再塩素消毒を行うこと。

### (5) 点検

水道施設について定期的に点検を行い、清潔の保持及び異常の早期発見に努めること。

また、地震、大雨等の後は、速やかに臨時の点検を行うこと。

### (6) 図面等の整備

ア 規則第12条で定めるところによるほか、定期及び臨時の点検記録、施設の修理記録等の帳簿書類を保存すること。

イ 維持管理を行っていくうえで必要な配管系統図等主要施設の図面、書類、工具及び検査機器等を整備保管すること。また、図面等の所在を明確にしておくこと。

### (7) 連絡体制の整備

水道施設の異常を発見した時は、直ちに適切な措置が講じられるよう連絡体制を整備すること。

また、水に異常な色、濁り、臭い、味等を認めた場合及び事故等が発生した場合は、保健所に通報すること。

## 第5 立入検査及び行政措置

立入検査及び行政措置については、千葉市水道施設立入検査実施要領に基づき取り扱うものとする。

## 第6 水道施設管理システムへの入力

小規模専用水道、小規模簡易専用水道について、次により管理システムに入力するものとする。

### 1 施設情報の入力

管理システムには、整理番号、設置届出年月日及び施設概要等を入力するものとする。

なお、整理番号は施設固有の番号とすること。

### 2 変更、廃止、立入検査結果等の入力

管理システムには、設置者の変更、構造設備の変更、施設の廃止及び立入検査等の指導経緯等を随時入力すること。

## 第7 その他

- 1 ビル管理法の適用を受ける小規模水道についてはこの要領の第4の1に定める届出、第3の2及び第4の2に定める維持管理に係る取扱いを適用しないものとする。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行するものとし、平成4年4月1日付け保健衛生部長通知「千葉市小規模水道条例及び条例施行規則の制定について」の5運用上の留意事項のなお書きについては、本要領の施行後は適用しない。

附 則

この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、有機物（全有機炭素（TOC）の量）は、平成17年3月31日までは、有機物（過マンガン酸カリウム消費量）等とする。また、その基準値5mg/Lは10mg/Lとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。